

秋田県社会福祉審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県社会福祉審議会条例（平成12年秋田県条例第27号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、秋田県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会に置く次の専門分科会は、審議会の付託により、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉増進に関する事項
- (2) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童の福祉増進、保育所の適切な運営に関する事項

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 審議会に、委員長のほか委員の互選による副委員長1人を置く。

- 2 副委員長は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、その者が委員として在任する期間とする。

(専門分科会長及び専門分科会副会長)

第4条 審議会の各専門分科会に、専門分科会長のほか、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選による専門分科会副会長1人を置く。

- 2 専門分科会副会長は、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(児童福祉専門分科会の部会)

第5条 児童福祉専門分科会に家庭福祉部会、保育所専門部会を置き、次の各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 家庭福祉部会 里親の認定、要保護児童及び母子福祉等に関すること。
- (2) 保育所専門部会 保育所の設置の認可等に関すること。

2 各部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

3 各部会に部会長及び副部会長1人を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 副部会長は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が議長となる。

2 専門分科会は、専門分科会長が招集し、その議長となる。ただし、専門分科会長は、これを審議会に報告しなければならない。

3 審査部会は身体障害者専門分科会長が招集し、その会議の議長となる。

4 児童福祉専門分科会の部会は各部会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、部会長は、これを審議会に報告しなければならない。

5 専門分科会及び部会の会議については、条例第6条第3項及び第4項の規定を準用する。

(庶務)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を処理する。

3 事務局は、秋田県健康福祉部福祉政策課内に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、審議会の議決を経て、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。